

気仙地方における北限のたけのこ生産振興の取組

1 気仙地方のたけのこについて

気仙地方は、孟宗竹、真竹の自生の北限とされています。当センターでは、産地ブランド化を支援するため、商品開発、販路開拓、生産組合の設立など、生産者と一体となって取り組んできました。

しかし、平成23年に発生した東日本大震災津波による原子力発電所事故の影響を受け、陸前高田市産のたけのこに国から出荷制限が指示される事態となりました。

その後、関係者の取組みにより、平成28年に一部地域(6旧町村)で制限が部分解除となりましたが、残りの地域(2旧町村)は制限がかけられたままです。残りの地域の出荷制限解除を目指しつつ、たけのこの生産振興を図っていく必要があります。

2 出荷制限解除への取組

陸前高田市と当センターが協力し、出荷制限地域内の定点10箇所で、たけのこの放射性物質濃度(以下「濃度」という)を継続調査しています。調査の結果、定点の濃度に低減傾向が認められたら、出荷制限解除検査につなげていく予定です。



肥料の散布作業

また、濃度低減対策として、カリウムを含む肥料の施肥に効果があるといわれていることから、当センターでは、生産者と協力して施肥の効果を確認することとし、令和2年12月と令和3年3月に施肥を行ったうえで、春に発生するたけのこの濃度を調査し、施肥の効果を確認する予定です。

3 竹林適正管理研修会の開催

気仙地方では、放置されて適正な管理が行われていない竹林も少なくありません。そこで、令和元年12月に「竹林適正管理研修会」を開催し、収量増に効果がある「間伐」を学びました。17名の参加者全員で間伐対象の選定・間伐を行い、令和2年春にたけのこの収量調査を行ったところ、一定の効果が認められ、特に手入れ不足だった竹林においては収量増が明確に認められました。

3 今後の取組

施肥による濃度低減効果が認められた場合、制限対象地域の竹林で施肥を行い、濃度の低減を図り、少しでも早い出荷制限解除を目指したいと考えています。また、解除後の生産管理も重要となるので、市との情報共有を強化していきます。

竹林の間伐は、一度実施して終わりではなく、毎年古竹を間伐して適正密度を維持し続けなければなりません。しかし、毎年間伐を実施している生産者はまだ少ないので、適正管理の普及を図っていきます。